

公益財団法人埼玉県スポーツ協会における
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度基本規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下、「本会」という。）普及委員会規程第4章第5条5の規定に基づいて、埼玉県総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に関する基本原則を定める。

2. 普及委員会（以下、「委員会」という。）は、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の機能を有し、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下、「全国協議会」という）基本規程における、登録・認証審査を遂行する。

第2条（基本理念及び目的）

委員会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツの果たすべき使命の達成に貢献すると共に、総合型クラブが公益性が高く、持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

委員会は、本会理事及び学識経験者によって構成する。

第2章 事業

第4条（事業）

第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、一般社団法人彩の国SCネットワークと連携し、登録・認証審査に関する事業を行う。

第3章 登録

第5条（登録・認証）

全国協議会への登録・認証は希望する埼玉県内の総合型地域スポーツクラブの申請をもって行う。

2. 登録・認証の基準に関しては、別に定める。

第4章 役員

第6条（委員及び任期）

委員は、普及委員とする。

2. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会代表委員は、一般社団法人彩の国SCネットワーク代表理事を選出する。

3. 任期は本会役員に準ずる。

第5章 専門部会

第7条（設置）

委員会の承認を経て専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い委員会に意見を具申する。

第8条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

2. 専門部会の部会長及び部会員は、本会事務局担当・埼玉県県民生活部スポーツ振興課担当・一般社団法人彩の国SCネットワーク役員で構成する。

第9条（任期）

任期は本会役員に準ずる。

第6章 改定

第10条（改定）

本規程は、委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録規程

第1条（総則）

本規程は、埼玉県内の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、基本規程に則り、総合型地域スポーツクラブが全国総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「全国協議会」という。）に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という。）が別に定める登録基準を具備したものをもって、本会を通じ、全国協議会へ総合型クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

本会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2. 登録審査については、別に定める。

第5条（登録認定）

本会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2. 登録認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、当該年度の4月1日から1年間とする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2. 登録更新審査については別に定める。

第8条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

(1) 全国協議会及び本会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

(2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第9条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

第10条（登録料）

本会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2. 前項に定める登録料は5,000円とする。

第11条（処分）

本会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第13条（改定）

本規程は、普及委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則1 本規程は、令和5年4月1日から施行する。

公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録認証制度基本規程第5条第2項に基づき、埼玉県内の総合型地域スポーツクラブが総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下、「全国協議会」という。）へ登録するための基準を定めたものである。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

第3条（基本基準の適用範囲）

基本基準の適用範囲（運用ルール）は、全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・ 次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 （世代区分） A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生（～18歳） E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～ ・ クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※3 ・ 定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポ
	②多世代（複数世代）を対象としている。	
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	

		<p>「スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 ※3</p>
	④安全管理体制を整備している。	<p>・緊急連絡体制を整備している。 ※4</p>
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	<p>・規約等 ※5 ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村 ※6 の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。 ※7</p>
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	<p>・規約等 ※5 の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。</p>
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	<p>・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。</p>

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

第4条 (都道府県独自基準)

登録可能と判断する都道府県独自基準は以下の通りとする。

- ・一般社団法人彩の国SCネットワークに加入していること。

第5条（改定）

本細則は、普及委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録審査細則

第1条（総則）

本細則は、登録規程第4条第2項に基づき、公益財団法人埼玉県スポーツ協会(以下、「本会」という。)が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

本会は、登録審査を本会専門委員会である普及委員会で実施する。

第3条（普及委員会の構成）

普及委員会は、本会理事及び学識経験者をもって構成する。

2. 委員は、次に示す者から構成している。

①本会理事

②学識経験者（大学教員、県行政担当者、一般社団法人彩の国SCネットワーク役員）

第4条（委員の任期）

委員の任期は、本会役員の任期に準じる。

第5条（登録審査委員会の招集及び決議）

普及委員会の規程に準ずる。

第6条（登録審査方法）

普及委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、普及委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、本会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

申請書類①：登録基準確認用紙

申請書類②：基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③：規約・会則・定款等

申請書類④：役員名簿

申請書類⑤：総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥：総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦：総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧：上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨：スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）

3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために普及委員会部会員を含む2名以上が実施する。

第7条（登録審査結果の報告）

普及委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の審査後、別に定める様式により直近の理事会へ提出するものとする。

第8条（改定）

本細則は、普及委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、登録規程第5条第2項に基づき、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下、「本会」という。）が実施する総合型地域スポーツクラブ登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

本会は、理事会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて埼玉県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの提出）

本会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

第4条（登録料の収受及び認定証の発行）

本会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2. 本会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を5月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、普及委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附則1 本細則は、令和5年4月1日から施行する。

公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録更新審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録規程第7条第2項に基づき、総合型地域スポーツクラブ登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

登録更新審査は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録審査細則に定める普及委員会において行う。

第3条（登録更新審査方法）

普及委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、普及委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、普及委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略することができる。

申請書類①：登録基準確認用紙

申請書類②：基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③：規約・会則・定款等

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類④：役員名簿

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類⑤：総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥：総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦：総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧：上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨：スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）

4. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために普及委員会部会員を含む2名以上が実施する。

第4条（登録更新審査結果の報告）

普及委員会は、1月末日までに理事会に審査結果を提出するものとする。

第5条（改定）

本規程は、普及委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会

の承認を受けて変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則1 本細則は、令和5年4月1日から施行する。